

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月6日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第3号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中

京都市立学校教諭	京都市立〇〇養護学校〇〇部主事	勤務辞令を 用いない。
		勤務辞令を 用いる。
京都市立学校養護教諭		
京都市立学校助教諭		
京都市立学校養護助教諭		

を

京都市立学校教諭	京都市立〇〇養護学校〇〇部主事	勤務辞令を 用いない。
	京都市立〇〇学校（全日制）（定時制）（本校） （分校）スーパーティーチャー	勤務辞令を 用いる
京都市立学校養護教諭		
京都市立学校助教諭		
京都市立学校養護助教諭		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）